

# 獣医療に関して広告の制限が変わりました

近年、飼育者から獣医師や診療施設に関するより詳細な情報提供を求められるようになりました。従来広告が制限されていたものも、飼育者にとって有益なものは規制を緩和することになりました。

1 獣医療に関して広告に該当するものは以下の「○印」ものです。

媒体	○広告である
タイアップ本・バイブル本	○
新聞・雑誌・テレビ・出版のCM	○
学术论文・学会発表	
かんばん	○
ポスター	○
チラシ	○
ダイレクトメール（葉書など）	○
インターネットの広告サイト	○
新聞・雑誌の記事	
記事風広告	○
口コミ	
体験談・手記を掲載したパンフ	○
診療施設内掲示 受け手特定（外から見えない） 受け手不特定（外から見える）	○
飼育者から求められた場合の葉書・メール	
診療施設の職員募集	
インターネット（診療施設のホームページ）	
インターネット（*バナー）	○
インターネット（検索してスポンサーが現れるもの）	○

\*バナー（banner）：はウェブページ上で他のウェブサイトを紹介する役割をもつ画像（アイコンの一種）のこと。主に広告・宣伝用に作られ、ウェブサイトへのハイパーリンク用にも利用される。画像にはリンクを張り、クリックするとそのバナーが紹介するサイトを表示するようになっている。

2 広告のうち内容や表現に関して制限がかかる事項は以下の「×印」のものです。

対象事項	○制限がかからない ×制限がかかる
獣医師又は診療施設の専門科名（専門分野及び対象動物）	○
獣医師の学位又は称号（ただし専門医、認定医等は除く）	○
医療機器を所有していること（導入台数、導入年）	○（H20.8月から）
医療機器が特定される事項（販売名〔商品名〕・型式番号）	×
獣医師名簿へ登録されていること、登録年月日・獣医師免許を受けていること	○（H20.8月から）
診療施設を開設していること、開設年月日	○（H20.8月から）
避妊去勢手術を行うこと（犬・猫のみ）	○（H20.8月から）
各種予防接種・狂犬病予防接種（薬事法で承認されているもの）に関する こと（一部制限有り） 例：ワクチンの接種回数、薬事法で承認された事項（対象動物・効果 効果） 例：ワクチンの販売名（商品名）	○ ×
フィラリア症予防を行うこと	○（H20.8月から）
健康診断を行うこと 身体検査・血液一般検査・尿検査・糞便検査・エックス線検査・超音 波検査のような一般的な検査 ガン検診等のように獣医学的、または社会的に様々な見解があり、広 く定着しているとは認められないもの。	○ ×
料金の表示	×
料金に関する表現 例：料金は相談に応じます 例：費用については電話でご確認ください	× ○
家畜体内受精卵の採取に関すること 対象家畜：牛 豚	○ ×
家畜防疫員であること	○
民法34条の法人会員*であること 例：栃木県獣医師会の会員であること等	○（H20.8月から）
農林水産大臣指定の臨床研修施設であること	○（H20.8月から）
組合等の委託獣医師であること	○

\* 各都道府県の獣医師会・社団法人日本獣医師会・社団法人日本動物病院福祉協会・財団法人鳥取県動物臨床医学研究所

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/work/kyoka/shigoto/resources/1215568985013.pdf> で詳しく閲覧できます。

栃木県県央家畜保健衛生所

〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 6-8 E-mail : [kenou-khe@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kenou-khe@pref.tochigi.lg.jp)  
TEL 028-689-1200 FAX 028-689-1279